

富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり

「県盛土等の規制に関する条例」について

2022年 7月

静岡県

盛土対策課の取り組みの紹介(条例周知)

p.html



ホーム > 組織別情報 > くらし・環境部 > 環境局 > 盛土対策課

環境局

静岡県盛土等の規制に関する条例

盛土等の構造基準及び解説

令和4年5月

静岡県くらし・環境部盛土対策課

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A (第3版)

災害防止と環境保全の両面から規制をしています。
 執内を参照してある質問は、第3版で追加したものになります。

条例の概要と規制対象

1-1
 盛土等の規制に関する条例の特徴を教えてください。
 一定規模以上の盛土等を行うには、知事の許可が必要となりました。
 ・災害の防止のための技術的な基準等と環境の保全のための土壌汚染や水質汚濁等を規定しました。
 ・土地の所有者にも定期的に盛土等の状況を確認する等の義務が規定され、無許可盛土等や命令違反をした者に厳しい罰則が規定されました。

1-2
 許可が必要となる事業はどのようなものですか。
 盛土等を行う土地の区域の面積 1,000 m²以上又は盛土等の土砂の量 1,400 t以上の事業です。

1-3
 許可が不要となる事業はありますか。
 1,000 m²未満かつ1,000 t未満である盛土等及び国や地方公共団体など、産業廃棄物の最終処分場での盛土等、採石法又は砂利採取法に基づき採石等を販売するために区域内に一時に行う盛土等は許可不要となりました。
 許可不要となる盛土等は、条例第9条、規則第5条を御確認ください。
 許可は不要となりますが、汚染された土砂での盛土等は禁止されます。

1-4
 土砂等を工事区域内外に一時的に仮置きする場合、盛土条例の許可は必要ですか。
 工事区域の内外に関わらず、一時的に土砂等を仮置き(盛土)する場合は、工事土地の区域の面積が1,000 m²以上又は盛土等に使用する土砂の量が1,400 t以上であれば、本条例に基づく許可が必要になります。(業種別Q A 1-7)

[DF: 315KB](#)

[Q \(PDF: 283KB\)](#)

静岡県盛土等の規制に関する条例 申請等の手引き (第1版)

- 1 条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
- 3 条例の対象となる事業・事業者・・・・・・・・ p. 5
- 4 申請手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7
- 4-2 申請前に行う手続・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 8
- 4-3 申請書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 17
- 申請書類チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 18
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 21

申請書類チェックリスト(申請時) (条例第10条、施行規則第6条、第7条、第8条)

【提出書類】正本1部及び副本2部(計3部)を提出してください。

提出書類	書類番号	チェック	
様式第1号 盛土等許可申請書	様式第6条	<input type="checkbox"/>	
住民票の写し ・申請書の正本(1部)は写しを添付し、副本(2部)はコピーで可とする。 ・申請書が未送付の場合は、法定代理人の住民票の写しを添付する。 ・申請書に筆字記入がある場合は、その筆字の住民票の写しを添付する。 ・申請書が法人の場合は、役員が住民票の写しを添付する。	規則第6条 第3項 第1～3号	<input type="checkbox"/>	
	法人登記事項証明書 ・正本(1部)には原本を添付し、副本(2部)は写しで可とする。	規則第6条 第3項第2号	<input type="checkbox"/>
	女性要件に該当しない旨の誓約書 ・申請書の5章を超えた場合は、登記簿謄本で可とする。	規則第6条 第3項第4号	<input type="checkbox"/>
土地の登記事項証明書 ・正本(1部)には原本を添付し、副本(2部)は写しで可とする。 ・申請書の5章を超えた場合は、登記簿謄本で可とする。	規則第6条 第3項第10号	<input type="checkbox"/>	
公図写し ・筆数5筆を超える場合は、連続図を作成する。 ・正本(1部)は写しを添付し、副本(2部)は写しのコピーで可とする。	規則第6条 第3項第10号	<input type="checkbox"/>	
敷地面積 ・総坪数は125,000～50,000を標準とする。 ・申請書の5章に記入がわかるように認印すること。 ・方位を記載すること。	規則第6条 第3項第5号	<input type="checkbox"/>	
現況平面図 ・総坪数12,000以上の地形図を標準とする。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>	
現況断面図 ・1/250～500程度を標準とする。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>	
計画断面図 ・現況断面図に準ずる。 ・盛土等の断面の垂直高さ(最大高さ含む)、 ・計画地盤高、勾配及び小規模を記載すること。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>	
隣地計画図 ・竣工方向、勾配を記載する。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>	
測量図及び水准図 ・現況断面図に準ずる。	規則第6条 第3項第7号	<input type="checkbox"/>	
土砂等の量の計測書 ・写真断面図、オベリスクの公式等による。	規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>	
工事の進捗を明らかにした書類 ・申請書の5章に記入すること。	規則第6条 第3項第9号	<input type="checkbox"/>	
災害を防止するための措置、 生活環境を保全するための措置を記載した書類 ・申請書の5章に記入すること。	規則第6条 第3項第11号	<input type="checkbox"/>	

内容

○はじめに

○盛土等の許可が必要な事業

○生活環境の保全のための措置

○申請までの留意事項

○許可～着手までの留意事項

○着手～完了までの留意事項

○完了時の留意事項

○一定規模以上の盛土等を許可制に

- ・ **令和4年7月1日**から、「盛土条例」を施行します。
- ・ 都市計画法や森林法等が適用されない**盛土等への構造基準**をつくりました。
- ・ **県が申請書の審査**を行います。

○不適切な盛土等の監視体制を強化

- ・ 監視機動班を設置し、**定期的に監視**を行います。
- ・ 県民からの不適切な盛土の通報窓口「**盛り土110番**」を設けます。

条例の特徴

【その1】

○届出制から**許可制**になりました。

【その2】

○盛土等の構造の基準に加え、**環境の保全のための基準（土砂基準等）**が規定されました。

【その3】

○盛土等に使用する土砂等の適正な管理のため、**定期的な報告が義務付け**られました。

【その4】

○盛土等を行う**土地の所有者の責任**が明確になりました。

申請から完了までの主な流れ

周辺地域の住民への
周知等

申請書の提出

許可

搬入開始前の報告等

定期的な報告等

完了

- ①土地の所有者の同意の取得
土壌調査の実施
説明会の開催（許可申請の30日前まで）
意見への対応 など
- ②盛土等の許可申請
- ③申請書の審査(90日程度)
- ④**土砂等の発生場所と汚染のおそれがないことの確認・報告**
土砂等管理台帳の作成、
標識の掲示 など
- ⑤**水質調査及び土壌調査(1回/6ヶ月)の実施・報告**
土砂等の量の報告(4月と10月)
土砂等管理台帳の閲覧・保管
- ⑥盛土等の完了の届出
水質調査及び土壌調査(完了時)の実施・報告

盛土等の許可が必要な事業

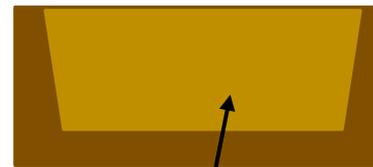
- 不適切な盛土等は、斜面だけでなく、平坦地でも行われていることから、本条例の対象となります。
- 平坦部では、農地転換として行われる盛土等が目立っています。

盛土等とは？

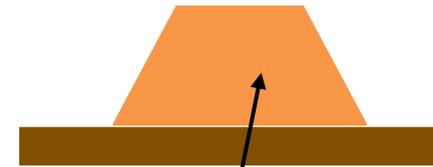
盛土、埋立てその他の土地への**土砂等の堆積**をいう。
(条例第2条第1項第1号)

【盛土等に該当しないもの】

- 植栽等のための**覆土**
- 敷均し**（30cm以下で平坦な場所に限る）
- 構造物**（舗装、路盤、路床）
及び**構造物の設置に伴う埋戻し**
- 農業の**畝立て、畦の補修**
（田から畑への転換に伴う埋立てや盛土は盛土等に該当）

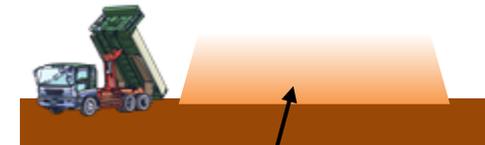


埋立て



盛土

※要個別相談



一時堆積

農地への不適正な盛土事例



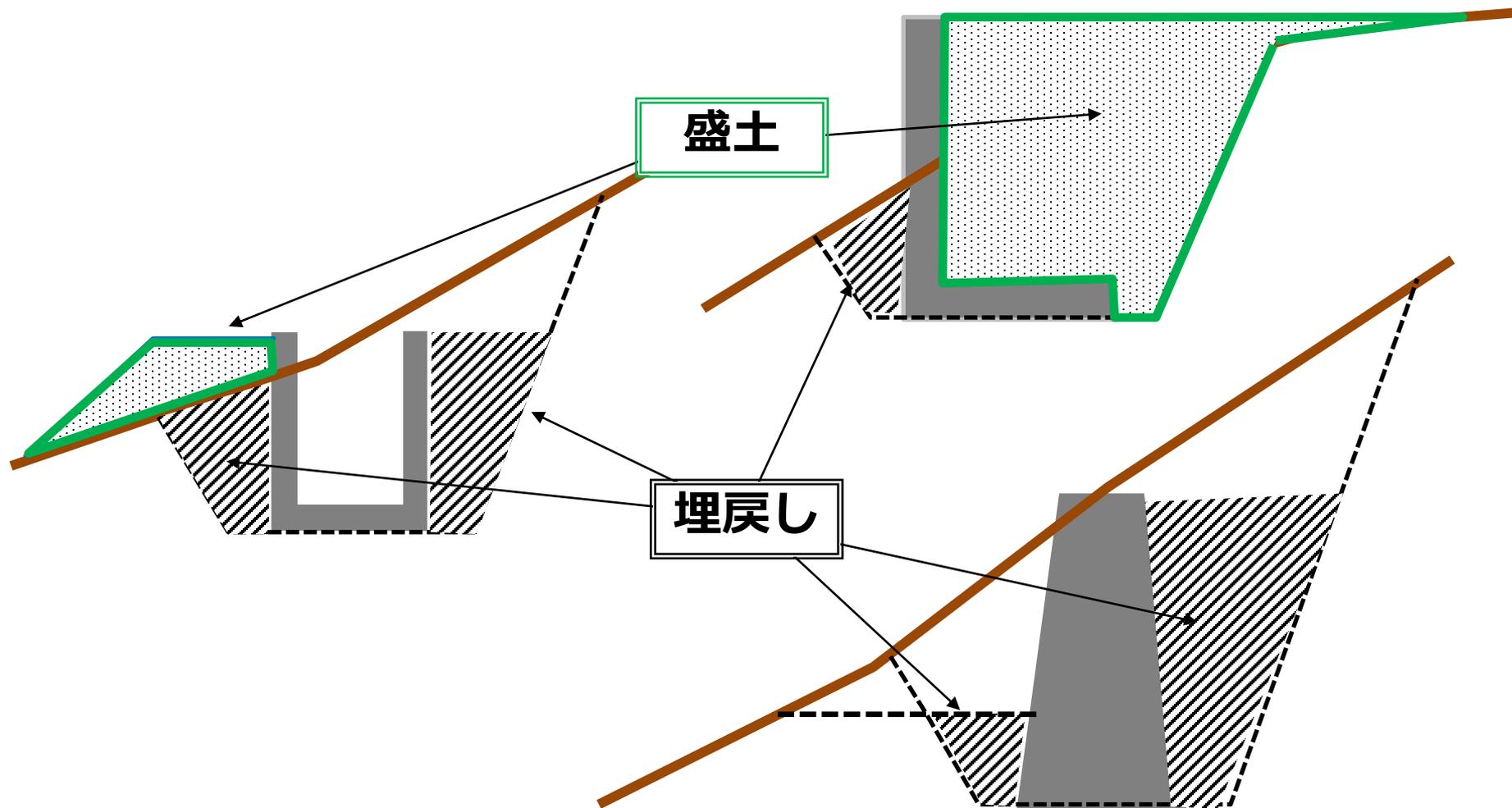
農地への不適正な盛土事例



農地への不適正な盛土事例



構造物の設置に伴う埋戻しと盛土の考え方



- **盛土等**を行う土地の区域が**面積1,000㎡以上※1**又は**土量1,000㎡以上**は**知事の許可**が必要となります。
- **国、地方公共団体等が行うものは許可不要※2**です。
- ほかに**許可が不要となる事業等**があります。

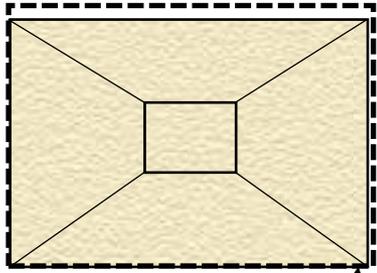
※1 切土の面積は
含みません。

※2 **環境の保全のための
基準は適用**されます。

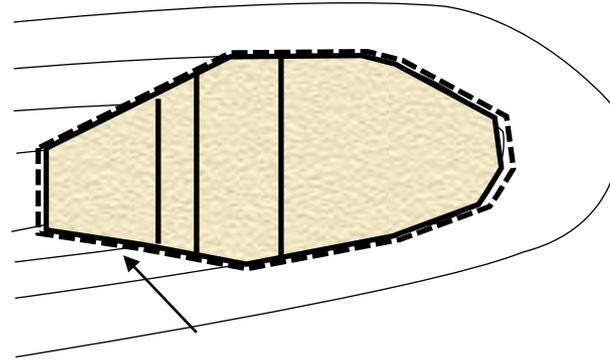
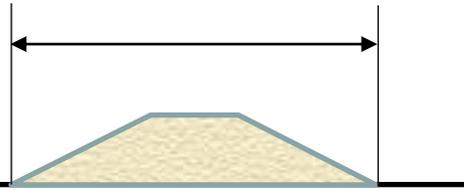
【主な許可基準】

- ・ **欠格要件**(破産者、暴力団員など)
- ・ 申請者の**資金力**
- ・ 災害を防止するために必要な措置
- ・ **生活環境の保全上必要な措置**
(土壌の汚染の状況、水質の調査)
など

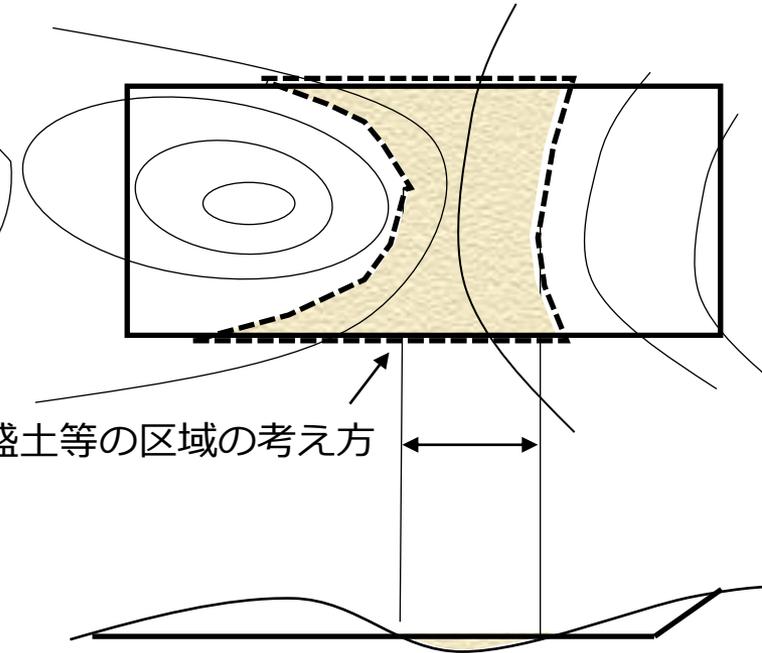
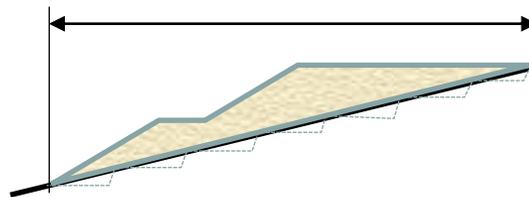
盛土等の区域の考え方



盛土等の区域の考え方



盛土等の区域の考え方



盛土等の区域の考え方

※ 対象となるのは、
盛土等が行われる区域です。

許可が不要となる事業の例

- **道路法**に基づく**道路工事の承認**又は**道路占用許可**、道路予定区域での**工作物の新築等の許可**を受けて行う盛土等
- **河川法**に基づく**河川工事の承認**又は**工作物の新築等の許可**、**河川保全区域内行為の許可**、河川予定地内行為の許可を受けて行う盛土等
- **採石法、砂利採取法**に基づき、採取した土砂等を**販売するために区域内に一時的に行う盛土等**
- **森林組合又は林業を営む者が**、国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、林道技術基準等に基づき、**林道又は作業路網の整備**の際に現地で発生した土砂等を用いて行う盛土等 など

※ 詳しくは、別添の「手引き」を御覧ください。

経過措置が適用される事業の例 ①

既に盛土等を行っている場合

- **施行日において、現に盛土等を行っている者**は、9か月（令和5年4月1日まで）の猶予期間中は、本条例の許可を得ないで、**引き続き、盛土等を行うことができます**。
〔※ 盛土等を行うのに必要な許可等を得ないで行っている者はこの猶予期間の対象になりません。〕
- **9か月の猶予期間を超えて盛土等を行う場合は**、本条例の許可を得る必要があります。
- 猶予期間中に許可申請をし、9か月を超える日までに許可・不許可の処分がされない場合、許可・不許可が行われるまでの間は、引き続き盛土等を行うことができます。

経過措置が適用される事業の例 ②

既に他法令の許認可等を受けている場合

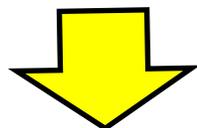
- 採石法、森林法、都市計画法、県土採取等規制条例などの規則で定める法令等に基づく許可・認可・届出が行われた盛土等について、その許可等の内容の範囲で行う場合、許可・認可された期間・届け出た期間内は、本条例の許可等を得ないで、引き続き、盛土等を行うことができます。
- 条例の施行後に、工期の延長、盛土等の面積や盛土量の増加など、許可等の内容を変更して行おうとする場合は、盛土等の許可等の手続きが必要になります。

※ 詳しくは、別添の「附則の説明」を御覧ください。

盛土等に適用される構造基準

他法令の許認可等が必要な場合

- 規則に規定する森林法、都市計画法、宅地造成等規制法等の許可を要する行為は、本条例の構造基準は適用されません。



森林法、都市計画法、宅地造成等規制法等の構造基準で図面等を作成してください。

上記以外の場合

**本条例の構造基準で図面等を作成してください。
(本条例の構造基準は、都市計画法に準じています。)**

許可に関する手続

他法令の申請とのタイミング

- 他法令の申請等の手続との**順序の取決めはありません**。

県の審査に要する時間

- 県が申請書を受け付け、許可を行うまでの「**標準処理期間**」は、**90日**となっています。
- この期間での許可は、申請書に不備がないことが前提となります。（申請書の補正期間は含みません。）

※ 申請は、この許可までの期間（90日）を想定し、余裕をもって行うようにしてください。

生活環境の保全のための措置

- 熱海市での土石流災害では、流出した土砂から、環境基準を超える有害物質であるフッ素が検出されました。
- 県が、このフッ素が含まれた土砂を撤去するに当たっては、多大な予算と労力がかかりました。
- このように、ひとたび、汚染された土砂等が拡散すると、その撤去に費用がかかることから、環境上の基準を設け、汚染された土砂等の拡散防止と適正な処分を求めることとしました。

盛土等に用いられる土砂等による土壌の汚染の防止

【大原則】

土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止

条例第8条第1項

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。

- 条例には、盛土等の構造上の基準に加え、**生活環境の保全上の基準**を盛り込みました。
- 生活環境の保全は、許可を受けた者以外にも遵守してもらう内容であることから、**全ての人**が守るべき事項として**規定**しています。
- 条例の許可が不要となる事業者及び事業にも適用されます。**

盛土等に用いられる土砂等による土壌の汚染の把握①

申請前

- **盛土等を行う土地**の土壌の汚染の状況について、**事前に調査を行う**必要があります。

許可後

- **盛土等を行う前に使用する土砂等の汚染の状況を確認**する必要があります。
- **定期的(6カ月に1度)**に施工中の**盛土等による**土壌の汚染の状況を確認するため、**土壌及び水質の調査を行い、結果を報告**することになります。

完了時

- **完了時に**盛土等による土壌の汚染の状況を確認するため、**土壌及び水質の調査を行い、結果を報告**することになります。

盛土等に用いられる土砂等による土壌の汚染の把握②

(許可～完了のイメージ)

盛土等を行う者
(残土処理含む)

土砂等を搬出する者
(採石、砂利採取業含む)

土砂等の搬入前
かつ
土砂等を搬出する場所が変わる都度

確認

提出

土砂等が汚染されていない証明
(地歴等の調査結果や分析結果を添付)

土砂等の搬出・受入れ (盛土等の実施)

毎月

4月末、10月末

6カ月毎

土砂等の搬入量、車両台数の管理

土砂等の使用量の報告

水質、土壌の汚染状況の調査・報告

完了時

土砂等の使用量の報告

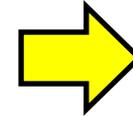
水質、土壌の汚染状況の調査・報告

基準に適合しない土砂等を用いた盛土等を行うには・・

生活環境の保全上の支障を防止するための措置が必要

【基準等】

- ・ 自然に由来する汚染と認められるもの
- ・ 許認可がされた区域にて採取された土砂等を同一区域内での盛土等に利用する場合 など



知事の確認
が必要

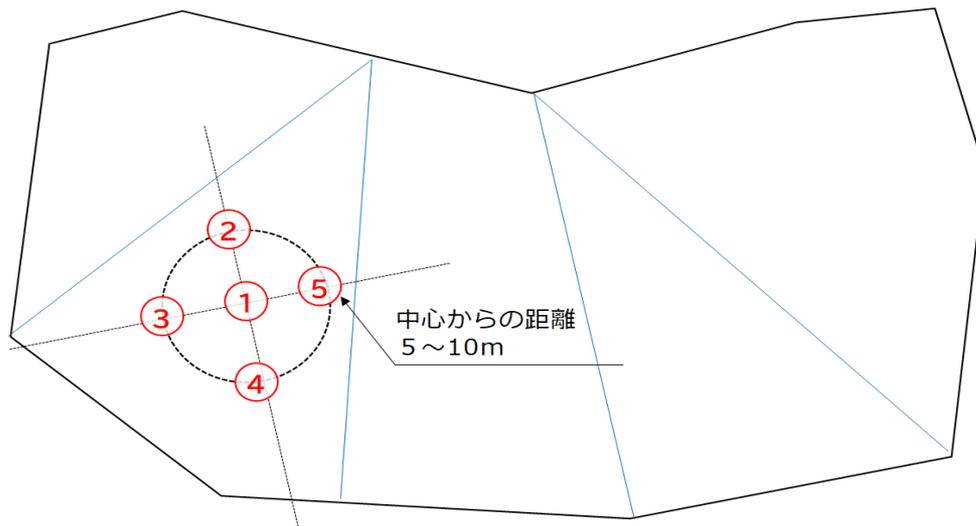
【生活環境の保全上の支障を防止するための措置】

- 土壤汚染対策法施行規則に基づく方法で行われる「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」など
- 「建設工事おける自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める措置
- 土壤汚染対策法の自然由来等土壌構造物利用施設の許可の基準、処理に関する基準を満たす措置

※ 詳しくは、「基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱」を御覧ください。

土砂等の土壌の汚染の状況の調査方法 ①

(例) 盛土等の区域の面積2.3 h a の場合⇒5 区域に区分



【手順3】

○調査地点①を交点とした**直交線を引く**。

【手順4】

○調査地点①から5~10mの距離となる**直交線上に調査地点②~⑤を選定**する。

- ・立木や岩盤等が支障となることも考えられますので、**全ての調査地点が、調査地点①から均等な距離とならなくても構いません**。

【手順1】

○盛土等を行う区域を**面積に応じて定められた数に区分**する。

- ・面積が均等にならなくても問題ありません。
- ・**現地の土地利用の状況、地形、地質を考慮して区域を区分**してください。

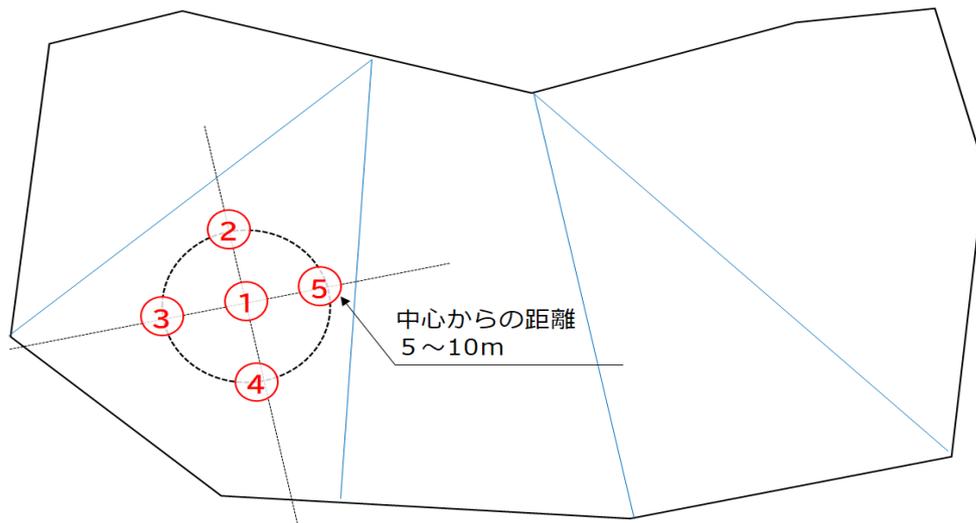
【手順2】

○区分の**中心付近に調査地点①を選定**する。
○採取位置付近の**状況写真を撮影**する。

- ・調査位置は**おおよその位置**で構いません。(座標等を用いて正確に把握する必要はありません。)
- ・調査位置の現況を撮影してください。(複数枚になっても可)

土砂等の土壌の汚染の状況の調査方法 ②

(例) 盛土等の区域の面積2.3 h a の場合⇒5 区域に区分



【手順6】

- 調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて1試料とし、別表第1の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行う。

【手順7】

- 各区分（例：5区分）において、手順1～6により土壌汚染状況の調査を行う。

- ・盛土等を行う区域全体の土壌の汚染の状況を把握してください。

【手順5】

- 調査地点①～⑤において、等量の試料を採取する。
- 採取状況を写真撮影する。
- なお、採取する深さは、地表から50 cmまでの土砂等を均等に採取する。
- ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 cmまでの試料採取が困難な場合は、この限りではない。

- ・土壌の状況が正確に把握できるように、等量の試料採取としてください。
- ・申請前、定期調査及び完了時の調査は深さ50cmでの資料採取を基本とします。

申請までの留意事項

土地の所有者からの同意の取得

◎本条例では、盛土等を行う者が不適切な盛土等を行った場合には、**土地の所有者にも知事からの是正命令等がされる可能性があります。**

このため、

- 土地の所有者に対して、**申請内容を説明**してください。
- そのうえで、**全ての土地の所有者から同意を取得**してください。
- 規則に定められた様式**には、説明に必要な内容が記載されていますので、**この様式で同意を得てください。**

住民説明会の開催

- 盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の自治会の**住民を対象に説明会を開催する必要があります。**
- 説明会は、**申請予定日の30日前までに開催**しなくてはなりません。
- 説明会は、他法令の許認可等における説明会と兼ねても問題ありません。
- 説明会開催結果等報告書には、説明会の開催状況、意見書の内容、意見の処理状況を記載し、議事録を添付してください。

許可～着手までの留意事項

許可～着手までに行うこと ①

土地所有者への申請内容の通知

- 条例では、盛土等の土地所有者まで責任が及ぶことがあることから、**許可を受けたら申請書（の一部）を所有者に渡し、情報を共有**するようにしてください。

見やすい場所への標識の設置

- 条例の**許可を受けていることを明確にする**ために、現場内の見やすい場所に**標識を設置**してください。

【お願い】

土砂等を運搬する**ダンプ**にも、許可を受けている場所に運搬していること（**許可番号等**）を**表示**してもらい、**不適切盛土との区別化を図る**ことに御協力をお願いします。

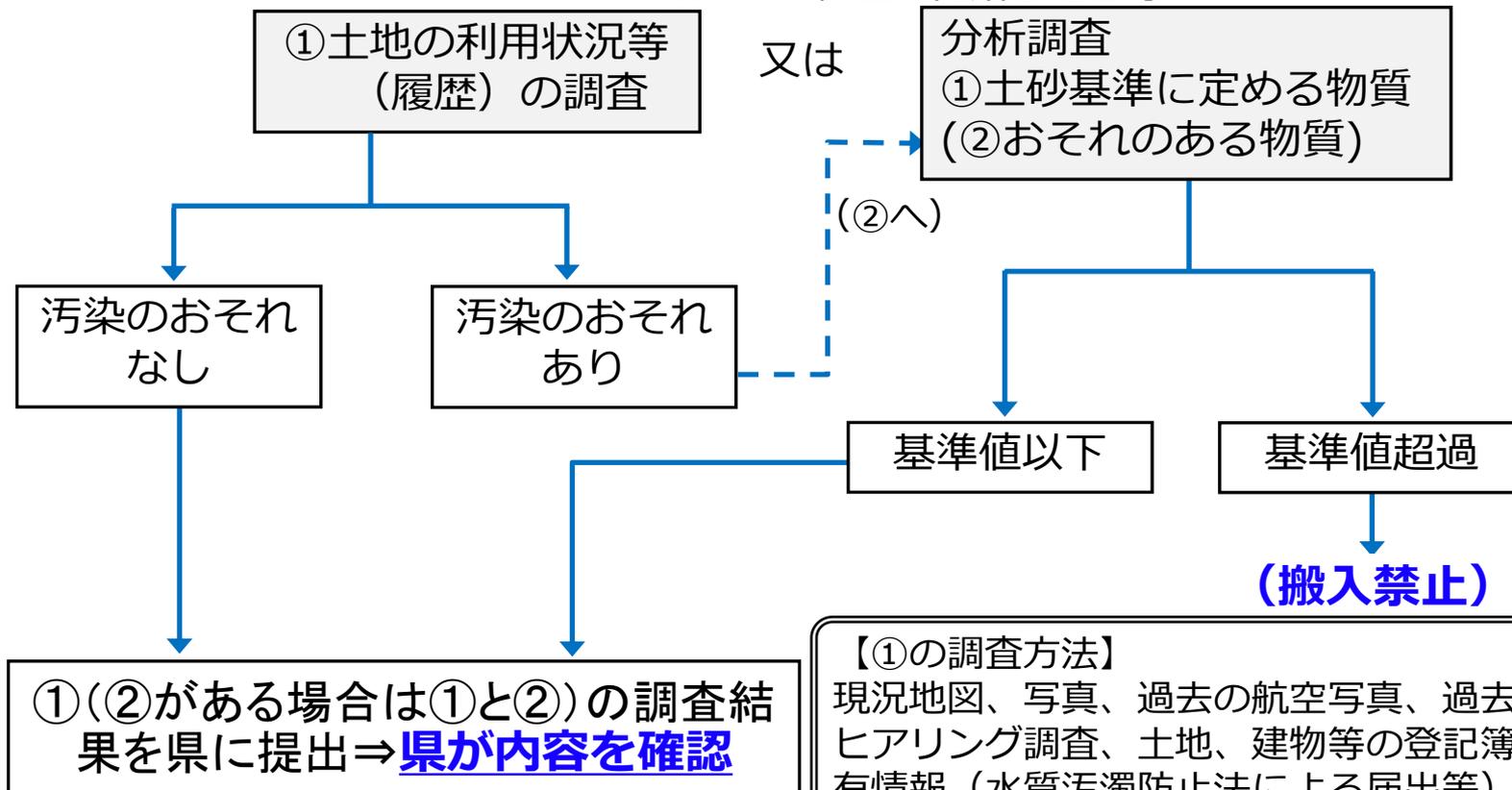
土砂等の汚染のおそれの確認と報告

- 土砂基準に適合しない土砂等による盛土等が行われないうようにするため、**土砂等が搬入される前に汚染のおそれがないことを確認することが規定**されました。
- 盛土等を行う者（搬入者）は、搬出する者が作成する「土砂等発生元証明書」を確認し、汚染のおそれがない場合に土砂等を受け入れて盛土等を行うことができます。**
- また、当該**土砂等の搬入をする前に、汚染のおそれがないことを確認した旨を知事に報告すること**としました。

許可～着手までに行うこと ②-2

搬入土砂の汚染のおそれの有無の調査方法

※ どちらの調査で開始しても可



【①の調査方法】
現況地図、写真、過去の航空写真、過去の地図、ヒアリング調査、土地、建物等の登記簿、行政保有情報（水質汚濁防止法による届出等）を調査する。

※自然由来による土砂の汚染のおそれも確認する。

着手～完了までの留意事項

着手～完了までに行うこと ①

土砂等管理台帳の作成、閲覧、保存

- 土砂等を発生させた場所ごとに、搬出者の氏名・住所、1日分の**搬入量・車両台数を台帳で管理**してください。
- 管理事務所には、**知事に提出した書類**（申請書、土砂等搬入報告書、土壌汚染状況調査報告書等）の**写し及び土砂等管理台帳を保管**しなくてはなりません。
- 管理事務所に保管している書類は、**工事期間中に**地域住民から閲覧の希望があった場合には、**閲覧させる必要**があります。
- これらの書類は、**工事の完了**（廃止）**後、5年間保存**する必要があります。

着手～完了までに行うこと ②

【定期的に行う報告】

土砂等使用量報告書

- 盛土等に使用した土砂等の量を定期的に報告する必要があります。
 - ・ 4月～9月分 : 10月末日までに提出
 - ・ 10月～3月分 : 4月末日までに提出

水質、土壌の汚染の状況の調査結果の報告

- 盛土等を行う者は、**工事開始日から6カ月毎**に、水質及び土壌汚染状況の調査を行い報告する必要があります。

- ※ 水質調査は、**公共用水域との接続部付近**で行ってください。
- ※ 常水がない場合は、**調査予定日の前後1カ月の間で降雨があった日**に調査を行ってください。

完了時の留意事項

完了時に行うこと

完了等の届出

○盛土等が完了した場合には、**完了後15日以内**に「盛土等完了届」を知事に送付することになります。

- ※ 完了時に実施する水質調査及び土壌汚染調査において行う**分析が間に合わない場合は、分析が完了次第**、水質及び土壌の汚染状況の調査の結果を**提出**するようにしてください。
- ※ 常水がない場合は、**調査予定日の前後1カ月の間で降雨があった日**に調査を行ってください。



県による盛土等の完了の確認

- ※ 盛土等の施工中の**写真**や盛土等の高さ、勾配等の**管理表**を準備ください。

おわりに

- 条例に規定された土砂基準等の遵守は、事業者の方々には大きな負担となりますが、一方で、**地域住民の生活環境の保全を図るために非常に重要なこと**になります。
- 昨年のような盛土に起因する災害を防止するため、御協力をお願いします。